

◎納付書兼納付済通知書は、直接機械に読み込まれますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

RESIDENT TAX
FOREST ENVIRONMENT TAX BILL

年 月 日 横浜市 区長 印

年度 市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書

あなたの税額に変更がありましたので通知します。

税額変更の理由は、次のとおりです。

※税率、納付場所等は裏面をご覧ください。

納税者住所・氏名			
整理番号		冊番	

納期	納期限
第 期 (月)	年 月 日
第 期 (月)	年 月 日
第 期 (月)	年 月 日

お問合せ先
郵便番号
横浜市 区役所
電話 FAX

冊番

◎税額等の内訳(円)

区分		変更前の金額	変更後の金額	差引増減額
市民税	税額控除額			
	差引所得割額 ①			
	均等割額 ②			
	計 ③(①+②)			
県民税	税額控除額			
	差引所得割額 ④			
	均等割額 ⑤			
	計 ⑥(④+⑤)			
森林環境税 ⑦				
年税額 ⑧ (③+⑥+⑦)				
内訳	給与からの特別徴収税額 ⑨ (給与から差し引かれる税額)			
	公的年金からの特別徴収税額 ⑩ (公的年金から差し引かれる税額)			
	普通徴収税額 ⑪ (⑧-(⑨+⑩))			

冊番	
----	--

■普通徴収税額⑪の内訳(円)

変更前の金額							
変更後の金額							
差引増減額							
今回充当又は 委託納付額							

■公的年金からの特別徴収税額⑩の内訳(円)

	年月	年月	年月	年月	年月	年月
変更前の金額						
変更後の金額						
差引増減額						

年度 仮特別徴収税額	
年月	年月

※ 翌年度の仮特別徴収税額は、 年度の公的年金により算出した
税額の6分の1相当額です。

冊番	
----	--

■課税標準額の内訳(円)

区分	総所得・山林所得分				分離(事業・雑・譲渡等)分			
変更前								
変更後								
増減								

■税額控除額の内訳(円)

区分	調整控除額	配当控除額	住宅借入金等特別税額控除額	寄附金税額控除額	外国税額控除額	所得割の調整額	配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額
市民税	変更前						
	変更後						
	増減						
県民税	変更前						
	変更後						
	増減						

所得割より控除しきれなかつた 配当割額及び株式等譲渡所得割額 (控除額不足額)			
変更前			
変更後			
増減			

冊番	
----	--

■所得金額の内訳(円)

区分	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得
変更前				
変更後				
増減				
区分	配当所得	給与所得 (所得金額調整控除後)	雑所得	総合譲渡・一時所得
変更前				
変更後				
増減				
区分	総所得金額	山林所得	分離譲渡所得等	
変更前				
変更後				
増減				

区分	合計所得金額
変更前	
変更後	
増減	

■所得控除額の内訳(円)

区分	雑損控除額	医療費控除額	社会保険料控除額	小規模企業共済等掛金控除額	生命保険料控除額	地震保険料控除額	障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	配偶者(特別)・扶養控除額						
変更前														
変更後														
増減														
区分	基礎控除額	所得控除額の合計												
変更前														
変更後														
増減														
区分	基礎控除額	所得控除額の合計	区分 変更前 変更後 当事項	本人 障害 特別 その他	寡 婦	ひとり 親	勤 労 学生	扶 養 除 親 対 象 等 配 の 偶 内 者 訳 ・	控除対象配偶者	控除対象扶養親族	扶養障害	16歳未満の 扶養親族数		
変更前									老人	その他	特定	老人 〔うち 同居〕	その他	特別 〔うち 同居〕
変更後												〔〕		〔〕
増減												〔〕		〔〕

※16歳未満の扶養親族数は、扶養控除の対象ではないため、所得控除額には含まれません。

(備 考)

- 1 この様式は、個人の市民税・県民税及び森林環境税の税額を変更したことを納税者に通知する場合に使用すること(光学式文字読取装置用)。
- 2 青色及び赤色の2色刷とすること。
- 3 裏面に税率、納付場所、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかった場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法等を記載すること。
- 4 過年度分については、この様式に準じて作成すること。
- 5 用紙の大きさは、各片それぞれ、縦11.4センチメートル、横21.0センチメートルとすること。